

福岡医発第 2414 号 (地)

令和 2 年 12 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

オンライン資格確認等システム導入に関する
「医療情報化支援基金における追加補助に関するお知らせ」及び
「システム事業者の不適切対応事例の収集」について

オンライン資格確認に関しましては、「医療機関向けポータルサイト (<https://www.iryohoken.jyoho-portalsite.jp/>)」が開設される等、令和 2 年 7 月 3 日付け福岡医発第 1008 号 (地) 等にてご連絡申し上げているところですが、今般、標記の件につきまして、日本医師会を通じて厚生労働省保険局医療介護連携政策課より情報提供及び周知方協力依頼が参りましたのでご連絡申し上げます。

「**医療情報化支援基金における追加補助に関するお知らせ**」につきましては、10 月 30 日、田村憲久厚生労働大臣が公表した「マイナンバーカードの保険証利用の普及に向けた『加速化プラン』」により、別添 1 「『医療提供体制設備整備交付金の実施について』の一部改正について」(令和 2 年 11 月 30 日付保連発 1130 第 1 号) で示す通り、「医療提供体制設備整備交付金実施要領」が一部改正されました。

医療情報化支援基金による補助は、①顔認証付きカードリーダーの無償提供(診療所 1 台、病院は 3 台まで)、②その他の費用への補助(基準とする事業額を上限に、診療所は 3/4、病院は 1/2 を補助)となっておりますが、今回の追加的な財政補助により、特例として、令和 3 年 3 月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関に対しては、②について「基準とする事業額を上限に実費補助」されることになりました(概要は別添 2 参照)。

オンライン資格確認に関する申請と導入準備の流れは、別添 3 「オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」で示すようにいくつかの段階がありますが、今回の追加補助を得るための条件は「顔認証付きカードリーダーの申込」であり、補助金交付申請の期限(令和 5 年 3 月までに対応を完了し、令和 5 年 6 月までに申請)に変更はありません。追加補助の詳細につきましては、厚生労働省ホームページに説明動画 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html) が掲載されておりますのでご参照ください。

次に、「**システム事業者の不適切対応事例の収集**」につきましては、オンライン資格確認を導入される医療機関は、事前に、既存の院内システムを導入したシステム事業者(ベンダー)と十分にご相談いただく必要があります。その際、不当に高額な見積もりが提示される

事例があることから、今後、システム事業者による高額見積もり等の不適切対応事例を収集して、その情報を随時厚生労働省に提供し、問題があるシステム事業者に対して働きかけを行ってもらうべく、今般、日医ホームページ・メンバーズルーム内に【オンライン資格確認等システム導入に関するシステム事業者の不適切対応事例・受付フォーム】(<http://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>) が設置されました。(メンバーズルームへのアクセスが難しい場合には、別添4の受付様式により日本医師会情報システム課宛 FAX (03-3946-6295) でも可。)

一般的には、余程カスタマイズされたレセコンや電子カルテを運用していない限りは、概ねカードリーダー1台の場合の上限事業額(病院 210.1 万円、診療所 42.9 万円)に近い金額の見積もりが提示されるケースが多く、この金額を大きく上回るような、納得のいかない見積もりが提示された場合に上記専用フォームから情報をお寄せください。

また、日医ではなく本会を通じてのご提出でも構いませんので、その場合は、別添4の受付様式により、本会地域医療課宛 FAX (092-411-6858) にて情報をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 医療機関にとってオンライン資格確認への対応は義務ではありませんので、焦らずに、各医療機関においてご検討いただければと存じます。導入を希望される医療機関におかれましては、各種申込の前に、顔認証付きカードリーダーの機種選定、端末導入やシステム改修費用等、既存の院内システムの導入事業者と、必ず十分にご相談いただきますよう併せてお願い致します。
- 2) 各地域において、厚生労働省からの説明機会(リモート含む)が必要であれば、厚生労働省保険局医療介護連携政策課により、職員の派遣や説明用資料の媒体提供など対応されるところであり、本会においても今後、検討いたしますことを申し添えます。
- 3) オンライン資格確認に関して、福岡県医報7月号及び12月号「保険診療の窓」にも掲載しておりますのでご参照いただければ幸いです。

(添付資料)

- ・「医療情報化支援基金における追加補助に関するお知らせについて」(協力依頼)
(令和2年11月30日付日本医師会宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課長名通知保連発1130第4号)
- ・【別添1】「「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について」
(令和2年11月30日付社会保険診療報酬支払基金理事長宛通知 保連発1130第1号)
- ・【別添2】「加速化プラン」を踏まえた追加的な財政補助について
- ・【別添3】オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き【医療機関・薬局の方々へ】
(令和2年11月)
- ・【別添4】オンライン資格確認等システム導入に関するシステム事業者の不適切対応事例・受付様式(FAX用)

(保 276) (情シ 39)
令和 2 年 12 月 3 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事
松本 吉郎
長島 公之
(公印省略)

オンライン資格確認等システム導入に関する「医療情報化支援基金における追加補助に関するお知らせ」及び「システム事業者の不適切対応事例の収集」について
(協力依頼)

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 3 年 3 月から開始される医療保険のオンライン資格確認につきまして、導入する医療機関等に対し、医療情報化支援基金により、顔認証付きカードリーダーの無償提供及び必要な機材の購入・回線敷設・システム改修等に対する一部補助が行われることはご案内の通りです。

1. 医療情報化支援基金における追加補助に関するお知らせについて

コロナ禍の影響や導入に必要な情報の不足などで、カードリーダー申込率が低調だったことを受け、10 月 30 日、田村憲久厚生労働大臣が公表した「マイナンバーカードの保険証利用の普及に向けた『加速化プラン』」において、「医療機関等への更なる導入支援として、追加的な財政補助を検討し、早急に結論を出す」と記載されておりました。

この度、その具体的な内容が定まり、別添 1「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について(令和 2 年 11 月 30 日付保連発 1130 第 1 号)で示す通り、「医療提供体制設備整備交付金実施要領」が一部改正されたとして、厚生労働省保険局医療介護連携政策課長名、令和 2 年 11 月 30 日付保連発 1130 第 4 号にて、情報提供及び周知方協力依頼がまいりました。

医療情報化支援基金による補助は、①顔認証付きカードリーダーの無償提供(診療所 1 台、病院は 3 台まで)、②その他の費用への補助(基準とする事業額を上限に、診療所は 3/4、病院は 1/2 を補助)となっておりますが、今回の追加的な財政補助により、特例として、令和 3 年 3 月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関に対しては、②について、「基準とする事業額を上限に実費補助」されることになりました(概要は別添 2 参照)。

オンライン資格確認に関する申請と導入準備の流れは、別添 3「オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」で示すようにいくつかの段階がありますが、今回

の追加補助を得るための条件は、「顔認証付きカードリーダーの申込」であり、補助金交付申請の期限（令和 5 年 3 月までに対応を完了し、令和 5 年 6 月までに申請）に変更はございません。追加補助の詳細につきましては、厚生労働省ホームページに説明動画（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html）が掲載されておりますのでご参照ください。

医療機関にとってオンライン資格確認への対応は義務ではありませんが、これによって形成されるネットワークは、今後構築、展開される全国保健医療情報ネットワークの基盤となり得るものです。日本医師会としては、支援基金を活用できる機会に、多くの医療機関にインフラ整備を進めていただきたいと考えておりますので、今回の追加補助の活用をご検討いただきたたく、よろしくお願い申し上げます。

また、各地域でオンライン資格確認導入に関する説明会（リモート含む）の開催や、説明資料についてのニーズがございましたら、別添通知にある問い合わせ先（厚生労働省保険局医療介護連携政策課）までご照会いただければ、職員の派遣や説明用資料の媒体提供など対応させていただきたいとのことですので、申し添えます。

2. システム事業者の不適切対応事例の収集について

オンライン資格確認を導入される医療機関は、事前に、既存の院内システムを導入したシステム事業者（ベンダー）と十分にご相談いただく必要がありますが、その際、不当に高額な見積もりが提示される事例があると聞いております。

そこで、11 月 5 日の定例記者会見において、中川会長が「見積もりが適正な価格となるよう、厚生労働省から指導いただきたい」旨に言及したところ、同日中に、厚生労働省保険局より、「窓口を作って対応する」旨の回答を得ることができました。

つきましては、日本医師会として、システム事業者による高額見積もり等の不適切対応事例を収集して、その情報を随時厚生労働省に提供し、問題があるシステム事業者に対して働きかけを行ってもらうべく、日医ホームページ・メンバーズルーム内に「オンライン資格確認等システム導入に関するシステム事業者の不適切対応事例・受付フォーム」をご用意いたしました。

一般的には、余程カスタマイズされたレセコンや電子カルテを運用していない限りは、概ねカードリーダー 1 台の場合の上限事業額（病院 210.1 万円、診療所 42.9 万円）に近い金額の見積もりが提示されるケースが多いと思われます。

この金額を大きく上回るような、納得のいかない見積もりが提示された場合には、下記専用フォームから情報をお寄せいただきたたく、お願い申し上げます。

【不適切対応事例受付フォーム（日医ホームページ・メンバーズルーム内）】

<http://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>

※メンバーズルームへのアクセスが難しい場合には、別添 4 の受付様式にご記入の上、FAX にて日本医師会情報システム課までお送りください（FAX：03-3946-6295）。

貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、是非、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【別添資料】

- ・令和 2 年 11 月 30 日付日本医師会宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課長名通知（保連発 1130 第 4 号）「医療情報化支援基金における追加補助に関するお知らせについて」（協力依頼）
- ・【別添 1】令和 2 年 11 月 30 日付社会保険診療報酬支払基金理事長宛通知（保連発 1130 第 1 号）「「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について」
- ・【別添 2】「加速化プラン」を踏まえた追加的な財政補助について
- ・【別添 3】オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き【医療機関・薬局の方々へ】（令和 2 年 11 月）
- ・【別添 4】オンライン資格確認等システム導入に関するシステム事業者の不適切対応事例・受付様式（FAX 用）

保連発 1130 第 4 号
令和 2 年 11 月 30 日

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会

} 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長



医療情報化支援基金における追加補助に関するお知らせについて
(協力依頼)

日頃より、貴会におかれては、医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

「オンライン資格確認」の導入に向けて、医療機関・薬局のシステム整備等を支援する医療情報化支援基金について、「オンライン資格確認」の開始に向けたお知らせ並びにマイナンバーカードの積極的な取得及び利活用の促進のお知らせについて(協力依頼)」(令和 2 年 3 月 3 日付医政総発 0303 第 1 号・保連発 0303 第 3 号通知)等において、お知らせにご協力いただいていたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症による医療機関・薬局の経営状況への影響が及ぶ中、多くの医療機関・薬局で「オンライン資格確認」を導入していただくため、医療情報化支援基金において、医療機関・薬局に対する追加補助を行うこととしました。

つきましては、下記にご配意の上、医療情報化支援基金の活用について、貴会会員の皆様にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 オンライン資格確認の導入に向けた追加補助について

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について(令和 2 年 11 月 30 日付保連発 1130 第 1 号。別添 1 参照)において、オンライン資格確認の導入に向けた追加補助が定められました。

令和 3 年 3 月までに、オンライン資格確認システムの導入準備として顔認証付きカードリーダーの申請を行った医療機関・薬局に対しては、構築に要した費用(オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入、ネットワーク環境の整備、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等)について、一定の補助上限までは定額補助を行うこととします(概要は別添 2 参照)。

※ 追加補助の詳細を説明する動画を厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html)にて掲載しております。

2 オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引きについて

社会保険診療報酬支払基金が開設する「医療機関等向けポータルサイト」(<https://www.iryohoken.jyoho-portal-site.jp/>)において、「オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」(別添3)を掲載しました。

当該手引きでは、オンライン資格確認を導入するにあたって必要となる申請手続きや導入作業の詳細をまとめており、導入を検討・予定されている医療機関で活用いただきたく、会員の皆様にお知らせいただくようお願い申し上げます。

3 「オンライン資格確認」の導入に向けた説明会について

「オンライン資格確認」の導入に向けた周知広報として、医療関係者が集まる場がございましたら、厚生労働省の職員を派遣し「オンライン資格確認」の説明をさせていただきます。 (医療関係者がリモートで集まる機会においても説明をさせていただきます。)

また、オンライン資格確認についての説明用資料を会員の皆様に提供いただける機会がありましたら、説明用資料の媒体を提供させていただきます。

多くの医療機関にできる限り円滑にオンライン資格確認システムを導入していただけるよう、上記のような機会がございましたら、【問い合わせ先】へご連絡いただきたくお願い申し上げます。(各地域の会員の方々から直接ご連絡いただいても結構です。)

＊ 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防ぐため、開催にあたっては、感染の状況等を見ながら判断いただけますと幸いです。まず日程等の調整をした上で、開催日が近づいた時点で開催の可否をご判断いただいて結構です。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先まで遠慮なくご連絡ください。何卒、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

E-mail: suisin@mhlw.go.jp

保連発 1 1 3 0 第 1 号
令和 2 年 11 月 30 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
(公 印 省 略)

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について

医療提供体制設備整備交付金の実施については、「医療提供体制設備整備交付金の実施について」（令和 2 年 7 月 3 日保連発 0703 第 1 号）の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領」により取り扱っているところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和 2 年 6 月 12 日から適用することとしたので、通知する。

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」新旧対照表

新	旧
別 紙 医療提供体制設備整備交付金実施要領 第 1 ～第 4 （略） 第 5 事業を実施する場合の条件 1 支払基金が、第 2 の 1 及び 2 に係る事業に対する国からの交付金を財源の全部又は一部として、保険医療機関等に対して、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金を交付する場合には、当該保険医療機関等に対して、次の条件を付すこと。 （１） 保険医療機関等は、健康保険法による被保険者証等として個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を利用できる環境（顔認証付きカードリーダーの活用を含む。）を整備し、<u>実際にオンライン資格確認を継続して実施すること。</u> （２）～（６）（略） 2 ～ 4 （略） 第 6 ～第 14 （略） 別表 1 － 1 ～別表 3 （略）	別 紙 医療提供体制設備整備交付金実施要領 第 5 事業を実施する場合の条件 1 支払基金が、第 2 の 1 及び 2 に係る事業に対する国からの交付金を財源の全部又は一部として、保険医療機関等に対して、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金を交付する場合には、当該保険医療機関等に対して、次の条件を付すこと。 （１） 保険医療機関等は、健康保険法による被保険者証等として個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を利用できる環境（顔認証付きカードリーダーの活用を含む。）を整備し<u>なければならないこと。</u>

新	旧										
附則 第1 特例補助 <u>令和3年3月31日までに、顔認証付きカードリーダーの提供に係る別紙様式2（1）、（2）又は別紙一括申請様式2を支払基金に提出した保険医療機関等においては、特例として第3の規定に代わり、次の補助限度額を適用することができるものとする。</u> <u>1 第7の申請手続きにおいて、第2の1（2）に係る補助金については、別紙特例様式による申請書を支払基金に提出して行うことができるものとする。</u> <u>2 1の補助金額は、第2の1（2）に係る総事業費と、次の表に定める補助限度額を比較して少ない額を交付額とする。（1,000円未満切り捨て）</u> 病院 <table border="1"> <tr> <td>顔認証付きカードリーダー1台の場合</td><td><u>補助限度額は、210.1万円まで</u></td></tr> <tr> <td>顔認証付きカードリーダー2台の場合</td><td><u>補助限度額は、200.2万円まで</u></td></tr> <tr> <td>顔認証付きカードリーダー3台の場合</td><td><u>補助限度額は、190.3万円まで</u></td></tr> </table> 大型チェーン薬局 <table border="1"> <tr> <td>顔認証付きカードリーダー1台の場合</td><td><u>補助限度額は、42.9万円まで</u></td></tr> </table> 診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局 <table border="1"> <tr> <td>顔認証付きカードリーダー1台の場合</td><td><u>補助限度額は、42.9万円まで</u></td></tr> </table> ※金額はいずれも税込み。	顔認証付きカードリーダー1台の場合	<u>補助限度額は、210.1万円まで</u>	顔認証付きカードリーダー2台の場合	<u>補助限度額は、200.2万円まで</u>	顔認証付きカードリーダー3台の場合	<u>補助限度額は、190.3万円まで</u>	顔認証付きカードリーダー1台の場合	<u>補助限度額は、42.9万円まで</u>	顔認証付きカードリーダー1台の場合	<u>補助限度額は、42.9万円まで</u>	
顔認証付きカードリーダー1台の場合	<u>補助限度額は、210.1万円まで</u>										
顔認証付きカードリーダー2台の場合	<u>補助限度額は、200.2万円まで</u>										
顔認証付きカードリーダー3台の場合	<u>補助限度額は、190.3万円まで</u>										
顔認証付きカードリーダー1台の場合	<u>補助限度額は、42.9万円まで</u>										
顔認証付きカードリーダー1台の場合	<u>補助限度額は、42.9万円まで</u>										

保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領

第1 目的

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が、国から医療提供体制設備整備交付金の交付を受け、医療機関等情報化補助業務に要する費用に充てるために医療情報化支援基金（以下単に「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、オンライン資格確認等の導入に向けた保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第86条第1項に規定する「保険医療機関等」をいう。以下同じ。）のシステム整備に係る費用の負担に対して支払基金が補助金を交付することにより、オンライン資格確認等の推進を図ることを目的とする。

第2 交付対象事業

1 交付対象事業は、次のとおりとする。

- (1) オンライン資格確認の導入に必要となる顔認証付きカードリーダー（厚生労働省が示した仕様書の基準を満たす製品に限る。）等の導入に係る事業（保険医療機関等において、オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末を購入する場合に限る。）
- (2) 保険医療機関等において、オンライン資格確認を導入することを前提に、オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末（電子証明書を含む。）の購入等、レセプトコンピューターに組み込むパッケージソフトの購入（基礎的費用以外のカスタマイズ費用は除く。）、オンライン請求回線初期導入（回線の帯域増強やISDNからの切り替えを含み、レセプトのオンライン請求システムが未対応である保険医療機関等に限る。）、既存のオンライン請求回線の帯域増強、オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修（ネットワーク整備等に係る経費及び電子カルテシステムの薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修に係る経費を含む。）、(1)の顔認証付きカードリーダー（1台9.9万円以下のものに限る。）の購入並びにオンライン資格確認等の導入に附随する保険医療機関等職員への実地指導等に係る事業（これらの事業に交付するのは、(1)の顔認証付きカードリーダーを導入した場合に限る。）

- 2 1(1)の顔認証付きカードリーダーについては、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）附則第1条の2の規定に基づき、保険医療機関等からの申出に応じて支払基金にて当該物品を調達し、及び提供するものとする。

なお、保険医療機関等に提供する顔認証付きカードリーダーの台数は、別表1－1から別表3のとおりとする。

第3 補助率及び補助限度額

- 1 健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院における第2の1に係る補助率及び補助限度額は、別表1－1から別表1－3のとおりとする。
- 2 健康保険法第63条第3項各号に掲げる薬局のうち、大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局をいう。以下同じ。）における第2の1に係る補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。
- 3 健康保険法第63条第3項各号に掲げる診療所又は2に規定する大型チェーン薬局以外の薬局における第2の1に係る補助率及び補助限度額は、別表3のとおりとする。
- 4 第2の1（2）の補助金額は、次の順で算定するものとする。
 - （1） 第2の1（2）に係る総事業費に、別表1－1から別表3の「2．補助率」に定める率を乗じた額を算定する。
 - （2） （1）の額と、別表1－1から別表3の「3．補助限度額」を比較して少ない額を交付額とする。（1,000円未満切り捨て）

第4 大型チェーン薬局の処方箋受付回数に係る取扱い

第3の2の同一グループ内の処方箋受付回数が1月に4万回を超えるか否かの取扱いは、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成30年3月5日保医発0305第3号）第88の1（8）の例によるものとする。

当年2月末日時点で同一グループ内の保険薬局について、保険薬局ごとの1月当たりの処方箋受付回数を合計した値が4万回を超えるか否かで判定する。保険薬局ごとの1月当たりの処方箋の受付回数は以下のとおりとする。

- 1 前年2月末日以降継続して保険薬局に指定されている薬局の場合は、前年3月1日から当年2月末日までに受け付けた処方箋受付回数を12で除した値とする。
- 2 前年3月1日から当年1月末日までに新規指定された保険薬局の場合は、指定された日の属する月の翌月から、当年2月末日までに受け付けた処方箋受付回数を月数で除した値とする。
- 3 開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、2の記載にかかわらず、当該遡及指定前の実績に基づいて取り扱う。

第5 交付の条件

顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- 1 保険医療機関等は、健康保険法による被保険者証等として個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を利用できる環境（顔認証付きカードリーダーの活用を含む。）を整備し、実際にオンライン資格確認を継続して実施すること。
- 2 事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過するまで、支払基金の理事長の承認を受けずに、この顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- 3 支払基金の理事長の承認を受けて 2 に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を支払基金に納付させることがある。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- 5 事業に係る収入、支出及び顔認証付きカードリーダーの受領台数等を明らかにした帳簿を備え、当該収入、支出及び顔認証付きカードリーダーの受領台数等について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならないこと。
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。
- 6 1～5 の条件に違反した場合は、顔認証付きカードリーダーの提供に要した費用相当額（減価償却（5 年）に応じた残額）及び補助金の全部又は一部を支払基金に返納させることがある。

第 6 申請手続き

- 1 第 2 に係る顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の申請は、別紙様式 1（1）～（7）による申請書を第 12 で定める申請期間に、原則として、支払基金が運用する「医療機関等向けポータルサイト」（以下「ポータルサイト」という。）から申請を行うものとする。ただし、保険医療機関等がやむを得ない事情により、当該申請方法によることができない場合は、書面による申請でも差し支えないものとする。
- 2 補助金の交付の申請を行う場合は、申請書に併せて次の書類（領収書の

(写)、領収書内訳書(別紙様式2)の(写)、オンライン資格確認等事業完了報告書(別紙様式3))を添付してポータルサイトに登録することとする。

なお、申請を行う場合は、第2の1の全ての事業の完了後に行うものとする。

3 書面による申請を行う場合は、ポータルサイトから申請書等をダウンロードして使用するものとし、ダウンロードが困難な場合にあっては支払基金に連絡を行うものとする。

4 医療法人や大型チェーン薬局など複数の保険医療機関等から構成される組織(以下「取りまとめ者」という。)は、同組織に属する複数の保険医療機関等に係る顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の申請を一括して行うことができるものとする。

(1) 申請を一括して行おうとするときは、あらかじめ、取りまとめ者が別紙一括申請様式1による申請書を支払基金に届け出て、一括して申請する保険医療機関等に関する事項の確認を受けなければならない。

(2) 4の申請は、取りまとめ者が別紙一括申請様式2により、電磁的方式により行うものとする。

(3) 別紙一括申請様式1、2及び仕様書については、取りまとめ者からの依頼に基づき、支払基金から取りまとめ者に提供するものとする。

第7 交付等の決定及び通知

支払基金は、第6の申請に基づき、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金を交付すべきものと認めたときは、原則として決定通知書(別紙様式4(1)～(2))をポータルサイトからメールにて通知する。

第8 顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の振込

1 支払基金は、原則として、顔認証付きカードリーダーの配送予定日をポータルサイトからメールにて通知した上で提供する。

2 支払基金は、原則として、決定した補助金を診療報酬等が振り込まれている口座に振り込むものとする。

なお、当該口座以外を希望される場合は、支払基金に連絡を行うものとする。

第9 決定の取消し

支払基金は、保険医療機関等が顔認証付きカードリーダー及び補助金を他の目的に使用し、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定

の内容若しくはこれに付された条件その他法令若しくはこれに基づく所管庁の処分に違反したとき、又は支払基金に提出した補助金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失により事実と異なる報告をしたと認められるときは、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第 10 顔認証付きカードリーダー及び補助金の返還

支払基金は、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金が交付されているときは、期限を定めて、顔認証付きカードリーダーの提供に要した費用相当額（減価償却（5 年）に応じた残額）及び補助金の返還を命ずるものとする。

第 11 延滞金

- 1 支払基金は、第 10 に基づく補助金等の返還命令を受けた保険医療機関等が、これを返還すべき期限までに返還しなかったときは、補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき、令和 2 年 4 月以降年 3.0%（民法第 404 条に定める法定利率の変動があった場合には、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。）の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
- 2 一の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 3 1 により延滞金を納付しなければならない場合において、保険医療機関等の納付した金額が返還すべき補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず延滞金の額に充てられたものとする。

第 12 補助事業の申請期間

第 2 の 1（1）及び 2 の顔認証付きカードリーダーの提供申請は令和 2 年 8 月から、第 2 の 1（2）の補助金交付申請は令和 2 年 11 月から申請を開始するものとし、支払基金から顔認証付きカードリーダーの提供を受けた上で、第 2 の交付対象事業を令和 5 年 3 月 31 日までに完了させ、令和 5 年 6 月 30 日までに申請するものとする。ただし、申請期間が変更となった場合は追って通知する。

(別表 1 - 1) 病院 (顔認証付きカードリーダーを 1 台の提供を受ける場合)

第 2 の 1 (1) の事業	1 台あたり 9 . 9 万円までの顔認証付きカードリーダーを 1 台提供	
第 2 の 1 (2) の事業	補助率 1 / 2	補助限度額は、1 0 5 万円まで (2 1 0 . 1 万円に左欄の補助率 を乗じた額)

(別表 1 - 2) 病院 (顔認証付きカードリーダーを 2 台の提供を受ける場合)

第 2 の 1 (1) の事業	1 台あたり 9 . 9 万円までの顔認証付きカードリーダーを 2 台提供	
第 2 の 1 (2) の事業	補助率 1 / 2	補助限度額は、1 0 0 . 1 万円ま で (2 0 0 . 2 万円に左欄の補助率 を乗じた額)

(別表 1 - 3) 病院 (顔認証付きカードリーダーを 3 台の提供を受ける場合)

第 2 の 1 (1) の事業	1 台あたり 9 . 9 万円までの顔認証付きカードリーダーを 3 台提供	
第 2 の 1 (2) の事業	補助率 1 / 2	補助限度額は、9 5 . 1 万円まで (1 9 0 . 3 万円に左欄の補助率 を乗じた額)

(別表 2) 大型チェーン薬局

第 2 の 1 (1) の事業	1 台あたり 9 . 9 万円までの顔認証付きカードリーダーを 1 台提供	
第 2 の 1 (2) の事業	補助率 1 / 2	補助限度額は、2 1 . 4 万円まで (4 2 . 9 万円に左欄の補助率を 乗じた額)

(別表 3) 診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局

第 2 の 1 (1) の事業	1 台あたり 9 . 9 万円までの顔認証付きカードリーダーを 1 台提供	
第 2 の 1 (2) の事業	補助率 3 / 4	補助限度額は、3 2 . 1 万円まで (4 2 . 9 万円に左欄の補助率を 乗じた額)

※別表の金額はいずれも税込み。

附 則

第 1 特例補助

令和 3 年 3 月 31 日までに、顔認証付きカードリーダーの提供に係る別紙様式 2 (1)、(2) 又は別紙一括申請様式 2 を支払基金に提出した保険医療機関等にあつては、特例として第 3 の規定に代わり、次の補助限度額を適用することができるものとする。

- 1 第 6 の申請手続きにおいて、第 2 の 1 (2) に係る補助金については、別紙特例様式による申請書を支払基金に提出して行うことができるものとする。
- 2 1 の補助金額は、第 2 の 1 (2) に係る総事業費と、次の表に定める補助限度額を比較して少ない額を交付額とする。(1,000 円未満切り捨て)

病院

顔認証付きカードリーダー 1 台の場合	<u>補助限度額は、210.1 万円まで</u>
顔認証付きカードリーダー 2 台の場合	<u>補助限度額は、200.2 万円まで</u>
顔認証付きカードリーダー 3 台の場合	<u>補助限度額は、190.3 万円まで</u>

大型チェーン薬局

顔認証付きカードリーダー 1 台の場合	<u>補助限度額は、42.9 万円まで</u>
---------------------	-------------------------

診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局

顔認証付きカードリーダー 1 台の場合	<u>補助限度額は、42.9 万円まで</u>
---------------------	-------------------------

※金額はいずれも税込み。

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】

都道府県コード

--	--

点数表コード

--

医療機関コード

--	--	--	--	--	--

保険医療機関名称

開設者氏名

所在地

〒

電話番号

オンライン資格確認等関係補助金交付申請書
(顔認証付きカードリーダーを1台申請した病院用)

「保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領」の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第5 交付の条件」の1及び2に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第6 申請手続き」及び附則「第1 特例補助」の1の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

【実施要領第2の1(2)該当】

◎実施要領附則に定める申請をする場合

顔認証付きカードリーダー 提供申請日	実施要領第2の1(2) に係る総事業費(①)	補助限度額(②)	①と②のうち低い方の額
		210.1万円	円

※千円未満切り捨て

※税込金額を記載

※補助金の申請をする際は、領収書等が必要です。

※記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、内容確認のため当該申請書を返戻することがあります。

※都道府県コード・点数表コードは別添の一覧をご参照ください。

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】

都道府県コード

		点数表コード				

医療機関コード

保険医療機関名称

開設者氏名

所在地 〒

電話番号

オンライン資格確認等関係補助金交付申請書
(顔認証付きカードリーダーを2台申請した病院用)

「保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領」の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第5 交付の条件」の1及び2に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第6 申請手続き」及び附則「第1 特例補助」の1の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

【実施要領第2の1(2)該当】

◎実施要領附則に定める申請をする場合

顔認証付きカードリーダー 提供申請日	実施要領第2の1(2) に係る総事業費(①)	補助限度額(②)	①と②のうち低い方の額
		200.2万円	円

※千円未満切り捨て

※税込金額を記載

*補助金の申請をする際は、領収書等が必要です。

*記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、内容確認のため当該申請書を返戻することがあります。

*都道府県コード・点数表コードは別添の一覧をご参照ください。

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】

都道府県コード

点数表コード

医療機関コード

保険医療機関名称

開設者氏名

所在地 〒

電話番号

オンライン資格確認等関係補助金交付申請書
(顔認証付きカードリーダーを3台申請した病院用)

「保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領」の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第5 交付の条件」の1及び2に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第6 申請手続き」及び附則「第1 特例補助」の1の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

【実施要領第2の1(2)該当】

◎実施要領附則に定める申請をする場合

顔認証付きカードリーダー 提供申請日	実施要領第2の1(2) に係る総事業費(①)	補助限度額(②)	①と②のうち低い方の額
		190.3万円	円

※千円未満切り捨て

※税込金額を記載

*補助金の申請をする際は、領収書等が必要です。

*記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、内容確認のため当該申請書を返戻することがあります。

*都道府県コード・点数表コードは別添の一覧をご参照ください。

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】

都道府県コード

		点数表コード	4

薬局コード

保険薬局名称

開設者氏名

所在地 〒

電話番号

オンライン資格確認等関係補助金交付申請書
(大型チェーン薬局※用)

「保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領」の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第5 交付の条件」の1及び2に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第6 申請手続き」及び附則「第1 特例補助」の1の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

【実施要領第2の1(2)該当】

◎実施要領附則に定める申請をする場合

顔認証付きカードリーダー 提供申請日	実施要領第2の1(2) に係る総事業費(①)	補助限度額(②)	①と②のうち低い方の額
		42.9万円	円

※千円未満切り捨て

※税込金額を記載

※補助金の申請をする際は、領収書等が必要です。

※記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、内容確認のため当該申請書を返戻することがあります。

※都道府県コード・点数表コードは別添の一覧をご参照ください。

※大型チェーン薬局とは、保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領の「第4 大型チェーン薬局の処方箋の受付回数に係る取扱い」の規定に該当する保険薬局です。

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】

都道府県コード

--	--

点数表コード

--

医療機関等コード

--	--	--	--	--	--

保険医療機関等名称

開設者氏名

所在地

〒

電話番号

オンライン資格確認等関係補助金交付申請書
(診療所又は薬局用 (大型チェーン薬局※を除く。))

「保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領」の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第5 交付の条件」の1及び2に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第6 申請手続き」及び附則「第1 特例補助」の1の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

【実施要領第2の1(2)該当】

◎実施要領附則に定める申請をする場合

顔認証付きカードリーダー 提供申請日	実施要領第2の1(2) に係る総事業費(①)	補助限度額(②)	①と②のうち低い方の額
		42.9万円	円

※千円未満切り捨て

※税込金額を記載

*補助金の申請をする際は、領収書等が必要です。

*記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、内容確認のため当該申請書を返戻することがあります。

*都道府県コード・点数表コードは別添の一覧をご参照ください。

※大型チェーン薬局とは、保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領の「第4 大型チェーン薬局の処方箋の受付回数に係る取扱い」の規定に該当する保険薬局です。

別紙様式 4 (1)

西暦 年 月 日

医療機関・薬局名

開設者氏名

様

社会保険診療報酬支払基金理事長

顔認証付きカードリーダーの提供決定通知書

顔認証付きカードリーダーを、下記のとおり提供することと決定したので、通知します。

記

1 提供する顔認証付きカードリーダー

2 顔認証付きカードリーダーは、保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領の第5に掲げる事項を条件として提供するものです。

3 その他

別紙様式 4 (2)

西暦 年 月 日

医療機関・薬局名

開設者氏名 様

社会保険診療報酬支払基金理事長

オンライン資格確認等の導入に必要となる資格確認端末
の購入等に係る補助金交付決定通知書

オンライン資格確認等の導入に必要となる資格確認端末の購入等に係る補助金
については、下記のとおり交付することと決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の決定額 金 円
- 2 この補助金の額の算定は、保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領の第3に定める交付額の算定方法により行うものです。
- 3 この補助金は、保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領の第5に掲げる事項を条件として交付するものです。
- 4 その他

「加速化プラン」を踏まえた追加的な財政補助について

- マイナンバーカードも保険証として使えるようにする「オンライン資格確認等システム」の仕組みについては、令和3年3月の開始時点で **6割程度の医療機関・薬局において導入**していただくことを目指している。
- コロナ禍により医療機関等の経営状況に影響が及んでいる状況下でも、できるだけ早期に、多くの医療機関・薬局で導入していただくため、**「令和3年3月までに顔認証付きカードリーダーの申込を行った医療機関・薬局」に限定**して、構築に要した費用について **一定の補助上限まで定額補助を行う**こととする。

【見直し前】

	病 院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付 が月4万回以上の薬局)	診療所 薬 局 (大型チェーン薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の 費用への 補助内容 (レセコン改修等)	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	基準とする事業額 42.9万円を上限に、 その1/2を補助	基準とする事業額 42.9万円を上限に、 その3/4を補助
	基準とする事業額 210.1万円を上限に、 その1/2を補助	基準とする事業額 200.2万円を上限に、 その1/2を補助	基準とする事業額 190.3万円を上限に、 その1/2を補助		

【追加的な導入支援策】

その他の費用 の補助内容	基準とする事業額210.1 万円を上限に、実費補助	基準とする事業額200.2 万円を上限に、実費補助	基準とする事業額190.3 万円を上限に、実費補助	基準とする事業額42.9万円を上限に、実費補助
※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局 を対象とする				

※ その他の費用：①オンライン資格確認の導入に必要な資格確認端末（パソコン）の購入・導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額。

- 顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供（病院 3 台まで、診療所等 1 台）。
- それ以外の費用（①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助。

（補助の対象となる事業）

- ・ オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入・導入
- ・ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
- ・ オンライン資格確認に必要となるオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
- ・ オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

	病 院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月 4 万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン 薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1 台無償提供	1 台無償提供
その他の 費用の 補助内容	1 台導入する場合	2 台導入する場合	3 台導入する場合	21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その1/2を補 助	32.1万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その3/4を補助
	105万円を上限に補 助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その1/2を補 助	100.1万円を上限に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その1/2を補 助	95.1万円を上限に 補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その1/2を補 助		

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。



令和3年3月スタート

オンライン資格確認導入に向けた 準備作業の手引き

【医療機関・薬局の方々へ】

令和 2 年 11 月
厚生労働省保険局

オンライン資格確認の
導入にご協力ください！

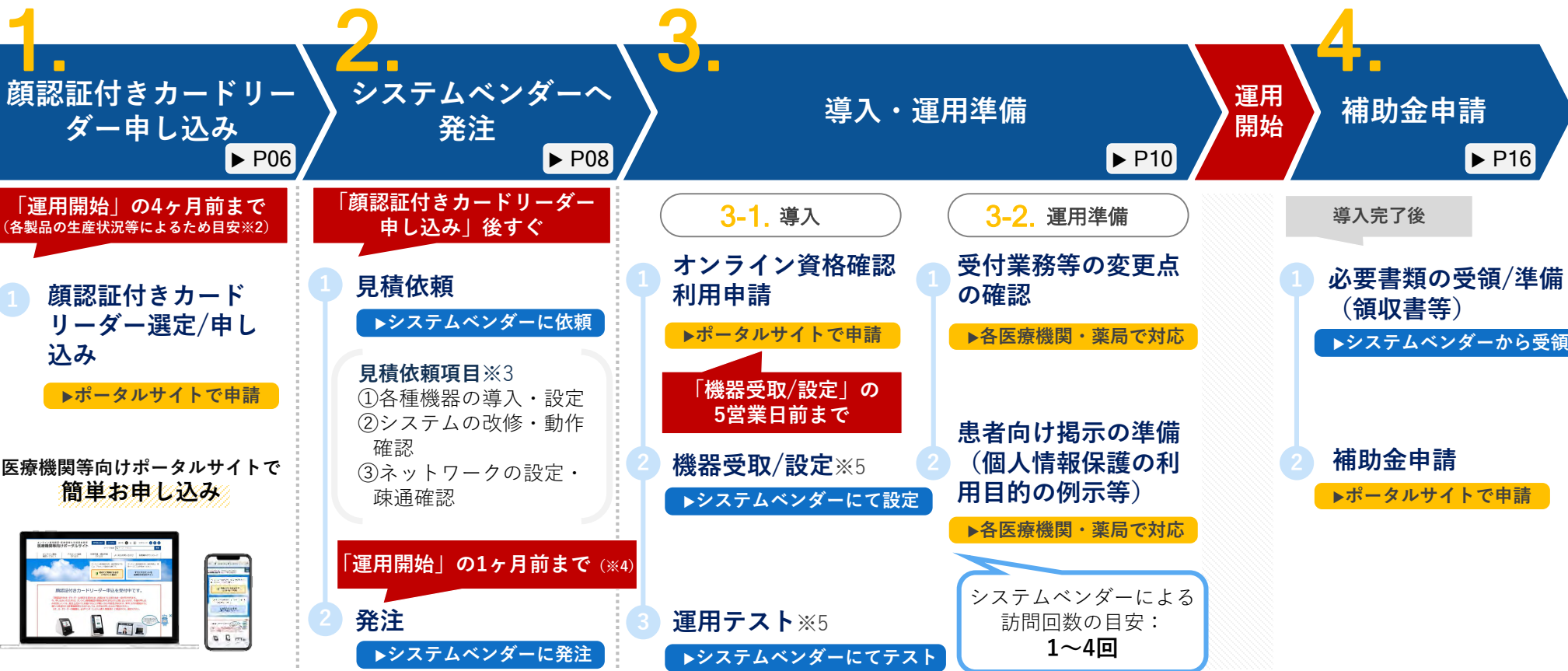




準備作業のステップ

オンライン資格確認の利用に向けた準備作業は以下の4ステップになります。

顔認証付きカードリーダーの提供や、システムベンダー（現在ご利用のレセプトコンピュータ等の業者※1）の現地作業までに期間を要するため、お早めにポータルサイトでの顔認証付きカードリーダーのお申し込み/システムベンダーへの発注をお願いいたします。



※1：レセプトコンピュータ等を導入しておらず、オンライン資格確認の導入検討をしている方は、医療機関等向けポータルサイトに掲載の「オンライン資格確認導入対応業者お問い合わせ先」をご確認ください。

※2：顔認証付きカードリーダーメーカーの生産状況等によるため、お届け時期については医療機関等向けポータルサイトにて「配送時期」をご確認ください。

※3：見積依頼項目の内容については次ページをご参照ください。なお、システムベンダーの契約範囲によっては、パソコン等を別途発注する必要もございます。

※4：システムベンダーの対応スケジュール等によるため、お早めにシステムベンダーにご相談ください。

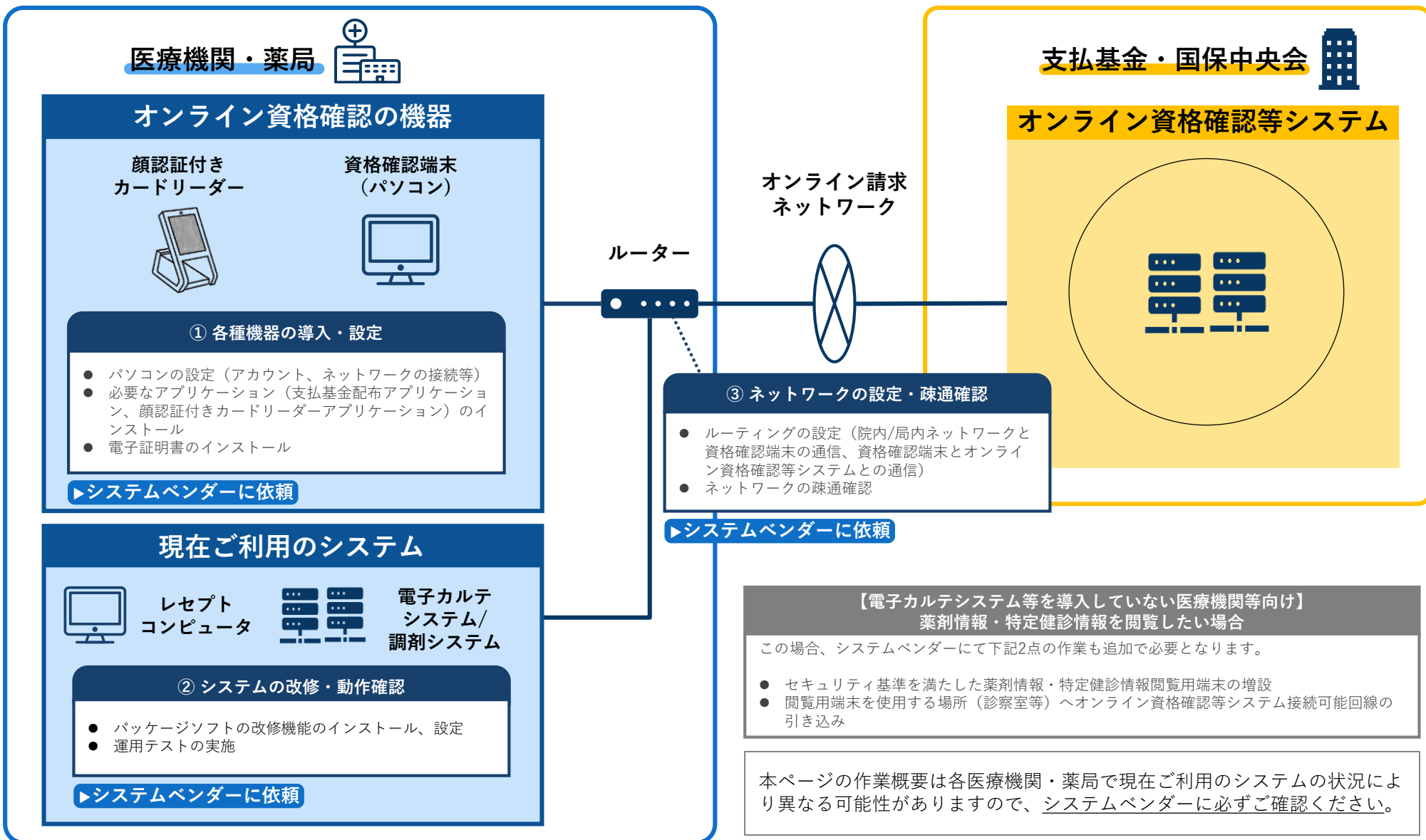
※5：立会い有無など必要な対応が異なる場合があるため、システムベンダーにご確認ください。

なお、上記は一般的な診療所・薬局を想定した準備作業のステップとなります。
大規模な病院やチェーン展開の薬局については、施設規模等によって準備作業のステップが異なると想定されるため、システムベンダーへご確認ください。



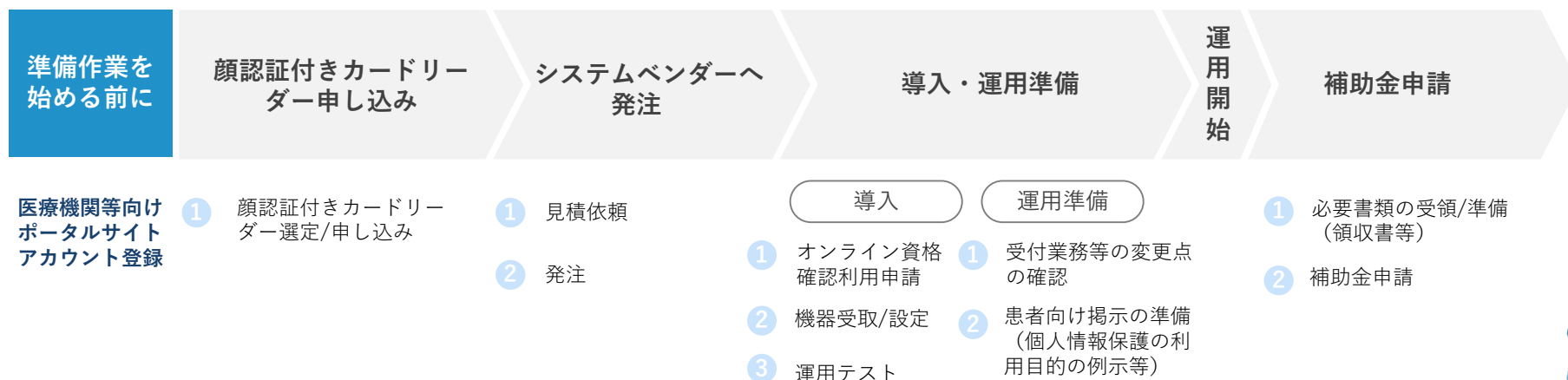
〈参考〉システムベンダーに依頼いただく作業概要

オンライン資格確認の導入にあたっては、現在ご利用のレセプトコンピュータ等のシステムベンダーに各種作業を依頼いただく必要があります。下記①～③を参照のうえ、システムベンダーへの相談・依頼をお願いいたします。



準備作業を始める前に

医療機関等向けポータルサイトアカウント登録





準備作業を始める前に

準備作業を
始める前に

顔認証付き
カードリーダー
申し込み

システム
ベンダーへ
発注

導入・
運用準備

補助金申請

オンライン資格確認に係る各種申請をするには
**医療機関等向けポータルサイトでの
アカウント登録**が必要です。

アカウント登録がお済みでない方は、下記のURLからポータル
サイトへアクセスしてアカウント登録を行ってください。

医療機関等向けポータルサイト



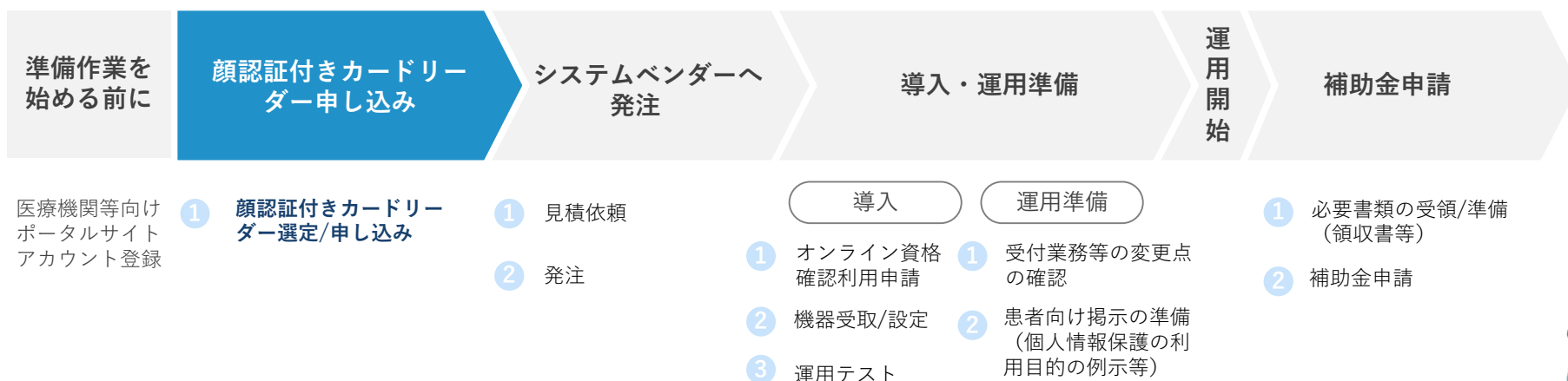
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

アクセスはこちらからも可能です ▶



まずは
アカウント登録！

1. 顔認証付きカードリーダー申し込み





1. 顔認証付きカードリーダー申し込み

準備作業を
始める前に

顔認証付き
カードリーダー
申し込み

システム
ベンダーへ
発注

導入・
運用準備

補助金申請

1 顔認証付きカードリーダー選定/申し込み

「運用開始」の4ヶ月前まで
(各製品の生産状況等によるため目安※2)

顔認証付きカードリーダーを3社から選ぶ

- 医療機関等向けポータルサイトの「顔認証付きカードリーダーカタログ」にて、製品紹介動画等を閲覧の上、いずれの製品を希望するか、検討してください。

▼顔認証付きカードリーダーは下記の3社の製品から選べます。※1

顔認証付きカードリーダーカタログにてサイズや機能をご確認の上、お選びください。製品の選定に迷う場合は、システムベンダーにご相談ください。



富士通Japan
株式会社



パナソニック システム
ソリューションズ
ジャパン株式会社



株式会社アルメックス

「顔認証付きカードリーダーカタログ」は下記よりご覧ください。

<https://www.iryohokenjyoho-portal-site.jp/application/post-6.html>

顔認証付きカードリーダー申し込み

▶ポータルサイトで申請

- 医療機関等向けポータルサイトにて、必要事項（希望する製品等）を入力し、申し込みを行ってください。

申し込みは医療機関等向けポータルサイト「利用申請・補助申請される方」内の1. 顔認証付きカードリーダー申し込みから行えます。



ポータルサイトで
申し込み

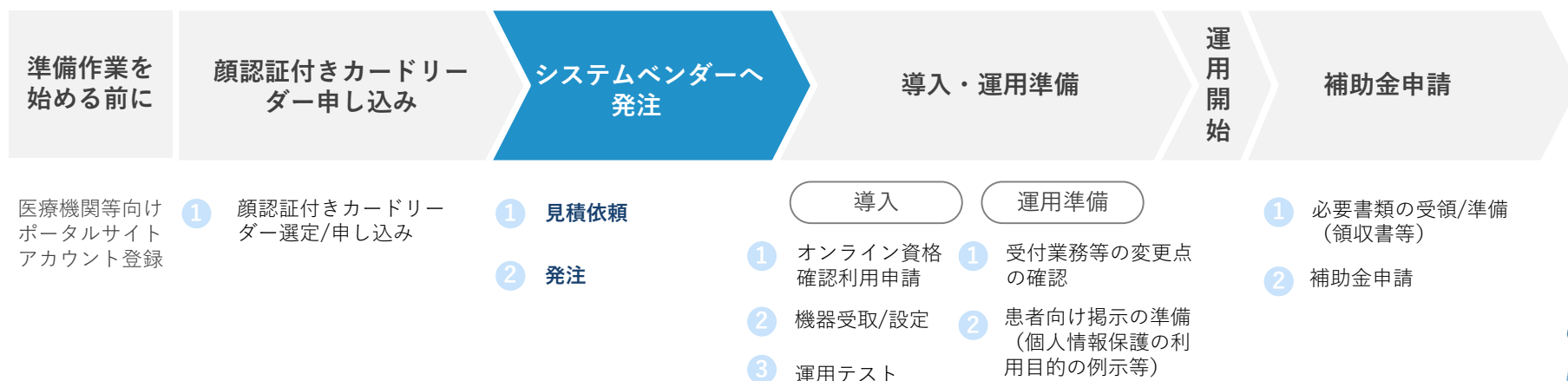
利用申請・補助申請される方 > 1. 顔認証付きカードリーダー申し込み

<https://shinsei.iryohokenjyoho-portal-site.jp/pc/enquete/face/>

※1：令和2年11月現在。

※2：顔認証付きカードリーダーメーカーの生産状況等によるため、お届け時期については医療機関等向けポータルサイトにて「配送時期」をご確認ください

2. システムベンダーへ発注





2. システムベンダーへ発注

準備作業を
始める前に

顔認証付き
カードリーダー
申し込み

システム
ベンダーへ
発注

導入・
運用準備

補助金申請

1

見積依頼

「顔認証付きカードリーダー
申し込み」後すぐに依頼

▶システムベンダーに依頼

- システムベンダーにおいてP.2に示すような作業が必要となります。まずはシステムベンダー※1にご連絡し、見積をご依頼ください。その際に以下をお伝えください。

システムベンダーへお伝えいただく内容

- 導入を希望する時期（令和3年3月、できるだけ早く、等）
- 顔認証付きカードリーダーの製品名（申し込み済みの場合）

見積提示にあたってシステムベンダーから各医療機関・薬局に対して確認が発生する可能性があります。代表的なものは下記の通りです。

システムベンダーからの確認事項（例）

- 顔認証付きカードリーダーの希望設置場所
- パソコン（推奨OS搭載）等の別途発注要否 ※2
- オプション機能の要否 ※3
- オンライン請求回線の導入有無・回線種別等 ※4

※1：レセプトコンピュータ等を導入しておらず、オンライン資格確認の導入検討をしている方は、医療機関等向けポータルサイトに掲載の「オンライン資格確認導入対応業者お問い合わせ先」をご確認ください。

※2：資格確認端末（パソコン）には推奨OS（Windows10 IoT Enterprise 2019 LTSC 64bit版、又は Windows10 Enterprise 2019 LTSC 64bit版）を設けています。

※3：レセプトコンピュータ等のオプション機能や追加パソコン（薬剤情報・特定健診情報閲覧用端末の増設）がある場合があります。

※4：オンライン資格確認で利用できる電気通信回線は、IP-VPN接続方式（光回線に限る）とIP-sec+IKE接続方式の2種類です。

P18〈参考〉電気通信回線種別をご参照いただき、ご自身の現在契約されている種別・サービス名より電気通信回線種別をご確認ください。

※5：システムベンダーの対応スケジュール等によるため、お早めにシステムベンダーにご相談ください。

2

発注

「運用開始」の1ヶ月前まで(※5)

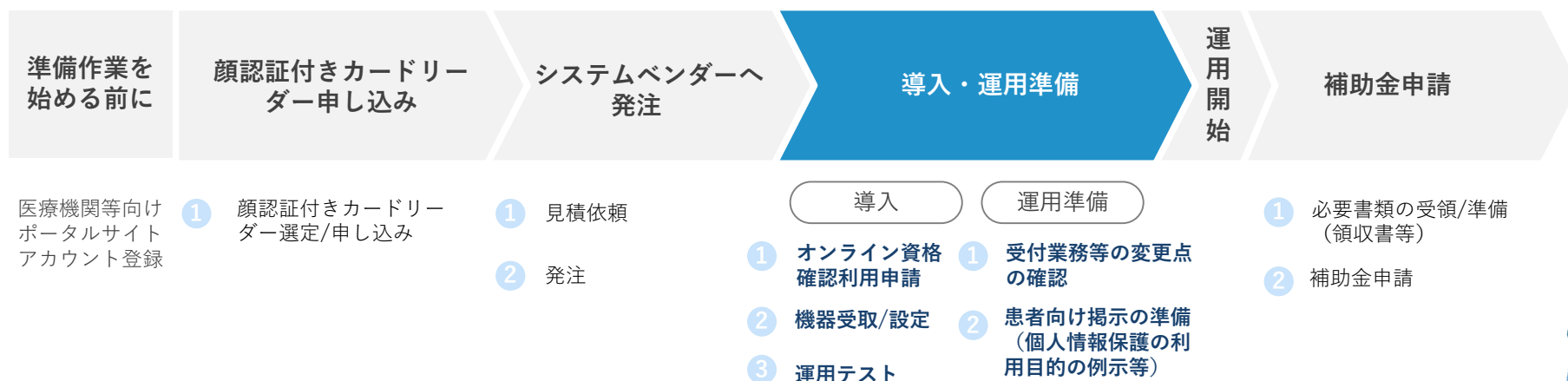
▶システムベンダーに発注

- 提示された見積をご確認の上、システムベンダーへの発注をお願いします。

発注タイミングについての留意事項

システムベンダーにおいては、機器準備や導入作業要員の手配が必要なため、発注から運用開始まで少なくとも1ヶ月程度はかかります。実際に必要な期間はそれぞれ異なりますので、システムベンダーとよくご相談ください。

3. 導入・運用準備





3-1. 導入

準備作業を始める前に

顔認証付き
カードリーダー
申し込み

システム
ベンダーへ
発注

導入・
運用準備

補助金申請

1

オンライン資格確認利用申請

「機器受取/設定」の5営業日前まで

必要情報の確認

- オンライン資格確認の利用申請には以下の情報が必要となりますので事前にご確認ください。

申請時に必要となる情報

- 電気通信回線種別（IP-VPN接続方式・IP-sec+IKE接続方式のいずれか）※1
- お客さまID（IP-VPN接続方式でNTT回線利用の場合※1）
- オンライン資格確認の利用開始予定年月
- 運用テスト開始予定年月（決定している場合）

ポータルサイトで申し込み

▶ポータルサイトで申請

- オンライン資格確認利用申請を行ってください。

医療機関等向けポータルサイト「利用申請・補助申請される方」内の**2. オンライン資格確認利用申請**から申請可能です。

続けて
申請

- 電子証明書発行申請
 - ・ 「オンライン資格確認利用申請」完了後に電子証明書の発行画面へ進みます。
 - ・ オンライン資格確認等システムで利用者がデータを安全に送受信するために接続するパソコンごとに電子証明書が必要です。

ポータルサイトで
申し込み ▶

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/application/post-4.html>

対象者
のみ

- レセプトのオンライン請求申請（導入していない方のみ）
 - ・ オンライン資格確認とあわせてレセプトのオンライン請求の開始を希望する場合は、上記申請の中でまとめて申請が可能です。

※1：オンライン資格確認で利用できる電気通信回線は、IP-VPN接続方式（光回線に限る）とIP-sec+IKE接続方式の2種類です。

P18〈参考〉電気通信回線種別をご参照いただき、ご自身の現在契約されている種別・サービス名より電気通信回線種別をご確認ください。



2

機器受取/設定

事前準備

- システムベンダーによる機器設定作業の前に、**下記の準備事項**をご確認ください。

機器設定前の準備事項

■ 顔認証付きカードリーダーの受け取り

（支払基金より配送月の前月上旬に配送通知を行います。）

■ 電子証明書 通知書（簡易書留）の受け取り

（機器設定作業の5営業日前までに電子証明書発行申請を完了してください。電子証明書通知書は右記の機器設定作業の前までに必ずお受け取りください。）



※イラストはイメージです

システムベンダーによる 機器設定作業の受入れ

▶システムベンダーにて設定

- 機器設定作業にあたり、システムベンダーの現地作業が発生し、立会いが必要な場合がありますので、医療機関・薬局側での対応内容をシステムベンダーへご確認ください。

システムベンダーによる作業内容（例）

- パソコン等の設定作業
- ルーター等のネットワーク設定作業（配線工事含む）
- ネットワークの疎通確認
- レセプトコンピュータ等の機能追加



3

運用テスト

システムベンダーによる運用テストの受入れ

▶システムベンダーにてテスト

- 全ての導入作業完了後、**正常にシステムが動作するかを確認する「運用テスト」**をシステムベンダーが行います。立会いが必要な場合がありますので、医療機関・薬局側での対応内容をシステムベンダーへご確認ください。



3-2. 運用準備

準備作業を
始める前に

顔認証付き
カードリーダー
申し込み

システム
ベンダーへ
発注

導入・
運用準備

補助金申請

1

受付業務等の変更点の確認

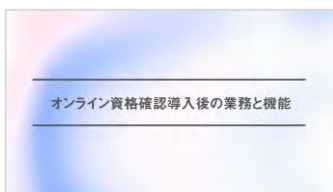
導入後の業務の理解

▶各医療機関・薬局で対応

- 医療機関等向けポータルサイトに掲載の動画【導入後の業務と機能編】、運用マニュアル等で導入後の受付業務等の流れをご確認ください。

システムベンダーより操作マニュアル等の提供がある場合にはそちらもご参照ください。

動画



運用マニュアル



β版（暫定版）
公開中

トップページ > オンライン資格ってなに？

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/about/>

トップページ > 各種資料ダウンロード > オンライン資格確認 利用規約・マニュアル等

https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/53df93ec6fb30f2fd8a16c028458b627_3.pdf

※初版は令和2年11月末に医療機関等向けポータルサイトで公開予定です。

自施設における変更点の確認

- オンライン資格確認の導入を踏まえた受付業務等の変更点の確認を行ってください。

具体的な作業内容例

- 自施設における職員や患者の動きをイメージし、オンライン資格確認導入後の受付業務等の確認を行ってください。
- 上記について職員の方に説明し、運用開始に向けた準備を行ってください。
- 「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規定」の準備※1

※1：厚生労働省HPに掲載の「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規定例」をご確認いただき、自施設に合わせて内容をご検討ください。作成にあたり技術的に不明な点がある場合は、システムベンダーへご相談ください。

「オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規定例」 <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000679713.pdf>



3-2. 運用準備

準備作業を
始める前に

顔認証付き
カードリーダー
申し込み

システム
ベンダーへ
発注

導入・
運用準備

補助金申請

2

患者向け揭示の準備（個人情報保護の利用目的の例示等）

「個人情報保護の利用目的」の更新

▶各医療機関・薬局で対応

- 「個人情報保護の利用目的」の更新を行ってください。

患者向けに揭示を行っている「個人情報保護の利用目的」について、オンライン資格確認の利用開始に伴い一部更新が必要となります。

オンライン資格確認利用開始後の「個人情報保護の利用目的」の更新内容については、令和3年2月頃厚生労働省ホームページにて公開予定です。

ポスター・ステッカーの掲示

▶各医療機関・薬局で対応

- オンライン資格確認に対応していることを示すポスター・ステッカーの掲示を行ってください。

ポスター・ステッカーは顔認証付きカードリーダーを申込済の医療機関・薬局に送付予定です。

ポスター



ステッカー



4. 補助金申請





4. 補助金申請

準備作業を
始める前に

顔認証付き
カードリーダー
申し込み

システム
ベンダーへ
発注

導入・
運用準備

補助金申請

1 必要書類の受領/準備（領収書等）

▶システムベンダーから受領

- システムベンダーより補助金申請に必要なとなる書類を受領してください。

申請時に必要となる添付書類※1

- 領収書（写）
- 領収書内訳書（写）
- オンライン資格確認等事業完了報告書

補助金について詳しく知りたい方は下記をご参照ください。

- 「保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領」の制定について
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/news/post-5.html>
- オンライン資格確認関係補助金申請について
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/faq/post-9.html>

※1：申請時に必要となる添付書類の様式の記載方法に関しては、医療機関等向けポータルサイトに掲載の「オンライン資格確認関係補助金申請関係様式」をご確認ください。

「オンライン資格確認関係補助金申請関係様式」 <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/post-4.html>

2 補助金申請

▶ポータルサイトで申請

- オンライン資格確認関係補助金申請を行ってください。

補助金申請は、医療機関等向けポータルサイト「利用申請・補助申請される方」内の **4.オンライン資格確認関係補助金申請** から申請可能となる予定です。



補助金申請サイト
今後公開予定

導入完了後



お問い合わせ

オンライン資格確認に係る不明点の解消に向けては、以下の4つの解決方法（FAQ・チャットボット・問い合わせフォーム・電話）を用意しています。

FAQページ



24時間
対応

- **概要**
FAQは、オンライン資格確認や薬剤情報・特定健診情報閲覧に関する **よくある質問とその対応方法** を記載しています。
- **操作手順**
医療機関等向けポータルサイトからFAQのページへアクセスして下さい。カテゴリごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。



アクセスは [こちら](#)

チャットボット



24時間
対応

- **概要**
チャットボットは、オンライン資格確認や薬剤情報・特定健診情報閲覧について **24時間365日相談できる問い合わせ窓口** です。自動応答により、知りたい情報を即時に取得することができます。
- **操作手順**
医療機関等向けポータルサイトからチャットボットのページにアクセスして下さい。チャットに表示される案内に従って情報を入力・選択することで、知りたい情報が表示されます。



アクセスは [こちら](#)

問い合わせフォーム



- **概要**
問い合わせフォームは、オンライン資格確認や薬剤情報・特定健診情報閲覧について担当者へメールで相談できる問い合わせ窓口です。24時間365日問い合わせ可能ですが、担当者からの回答までに日数を要する場合があります。
- **操作手順**
医療機関等向けポータルサイトから問い合わせフォームのページにアクセスして下さい。返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。



アクセスは [こちら](#)

電話



- **概要**
コールセンターでは専任のスタッフが電話で直接対応します。ただし、窓口の混雑時や営業時間外はチャットボットや問い合わせフォームをご活用下さい。
- **営業時間**: 平日9:00～17:00
- **電話番号**: 0800-8007121（通話無料）



〈参考〉電気通信回線種別（IP-VPN接続方式/IP-sec＋IKE接続方式）

オンライン資格確認は、オンライン請求の回線環境を活用します。ご利用できるネットワークの回線種類は、IP-VPN接続方式（光回線に限る）とIP-sec＋IKE接続方式の2種類です。まずは、下記の対応表より、ご自身の現在契約されている種別・サービス名をご確認ください。

■ IP-VPN接続方式（光回線に限る）

事業者名	種別
NTT東日本・西日本※1	フレッツ 光ネクスト
	フレッツ 光クロス ※2
	Bフレッツ ※3
	フレッツ 光ライト
	フレッツ 光ライトプラス
中部テレコミュニケーション株式会社（CTC）	ビジネスコミュファ光
株式会社Q T n e t	B B I Q

■ IP-sec＋IKEサービス提供事業者（インターネット接続方式）

事業者名	サービス名
株式会社NTTPC コミュニケーションズ	I P - M e m b e r s
株式会社NTTデータ	レセプトオンライン接続サービス (参考：オンライン資格確認向け) オンライン資格確認接続サービス
富士通株式会社	F E N I C S メディカルグループネットサービス (参考：オンライン資格確認向け) FENICS II ユニバーサルコネクトアドバンス メディカルVPN接続サービス（仮称）
三菱電機 インフォメーション ネットワーク 株式会社	セキュアネットワークサービス<レセプト> (参考：オンライン資格確認向け) セキュアネットワークサービス <オンライン資格確認>（仮称）

上記の表は「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」より抜粋しております。詳細は下記のURLよりご確認ください。
「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/online_04.files/claimsys35.pdf

※1：NTT東日本・西日本のサービスのうち、ISDN接続方式及びADSLサービスはオンライン資格確認に対応していません。ご利用の場合、ご契約されている（回線）業者へお早めにご相談ください。

※2：フレッツ 光クロスについて令和2年9月1日現在では提供エリアが限られます。

※3：NTT東日本・西日本 Bフレッツは令和3年1月31日サービス終了予定です。ご利用の場合は、ご契約されている（回線）業者へお早めにご相談ください。

**オンライン資格確認等システム導入に関する
システム事業者の不適切対応事例・受付様式**

1 医療機関名称	
2 医療機関コード	
3 お名前 (ご担当の方のお名前)	
4 ご住所	
5 連絡先 (e-mail、電話)	e-mail : 電話 :
6 ご意見記載欄	
7 担当のシステム 事業者 (ベンダー)	
8 その他特記事項	